

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、製薬会社として心身ともに健康な長寿社会に貢献・株主の利益を重視した経営を行うためにも重要な要件であると考え、取締役会制度及び監査役制度等の機能を十分に発揮させることにより、適正なコーポレート・ガバナンスが実施できる体制を構築しております。

取締役は経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、任期を1年としております。

取締役の業務執行に関しては、社外取締役が経営の監督を行うとともに、社外監査役を含めた監査役監査によって監視する体制をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳)

当社では、今後英文による情報提供や電子行使を可能とするための環境づくりが必要と認識しておりますが、現時点では、当社の株主構成に占める機関投資家及び外国人株主比率が相対的に低いことから、議決権電子行使プラットフォーム採用と招集通知の英訳につきましては、作成コストを勘案して、採用を見送っております。

今後につきましては、株主構成の推移を踏まえつつ、引続き検討してまいります。

(原則3-1-(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名の説明)

当社では、社外取締役候補者および社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

次回より、社外取締役候補者および社外監査役候補者以外の候補者についても開示を行う予定であります。

(補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供)

当社の株主構成に占める外国人株主比率が相対的に低いことから、コストを勘案して、英語での情報開示・提供を見送っております。

今後につきましては、株主構成の推移を踏まえつつ、引き続き検討してまいります。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社では、社外取締役は1名ではありますが、社外監査役を2名選任しており、監査役により法令上与えられた権限執行が随時なされていることから、社外役員3名で十分に経営の監視及び監督は機能できているものと考えております。そのため、現時点で社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、今後、当社を取り巻く環境の変化等を鑑み、必要に応じ、社外取締役を増員する必要があるか検討してまいります。

(補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価)

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその結果の概要の開示につきましては、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

当社は取引の維持・強化を目的として、他社の株式を保有しております。取引関係の強化によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して、その投資可否を判断しております。政策保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで取引先との関係強化に活かす方向で行使しております。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社では、重要な取引における取引条件およびその決定方針の妥当性については、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うことを取締役会規程に定めております。また、事前の審議に加え、審議の内容に基づいた取引が行われているかは、監査役が事後的にチェックを行う仕組みとなっております。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1) 企業理念を当社ウェブサイトに掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針をコーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書にて開示しております。

(3) 役員の報酬などの額の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

(4) 当社では、取締役および監査役候補者の指名にあたっては、性別、年齢等の区別なく、それぞれの人格および識見等を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を指名・選任する方針としております。これに加え、取締役候補者については「取締役として株主からの経営の委任に応えることの重要性」を、監査役候補者については「企業経営における監査並びに監査役機能の重要性」を加味して指名しております。

(補充原則 4-1-1 経営陣への委任の範囲の概要)

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程で定めております。具体的には、経営の基本計画、決算、株主総会に関する事項等があります。

また、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を目指し、取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、各部門長へ決定権限を委譲しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性判断基準を選任の基準としております。

(補充原則 4-11-1 取締役会のバランス・多様性及び規模に関する考え方)
当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持った取締役で構成されることが必要であると考えております。また、監査役についても、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる義務があることから、取締役と同様に多様かつ高いスキルが必要であると考えております。取締役会における重要な意思決定に際しては、取締役および監査役のダイバーシティ(多様性)が担保されていることが重要と考えており、メンバーがそれぞれの知識・経験・能力を活かし議論を行い、法令上および経営上の意思決定と業務執行の監督を行っております。

(補充原則 4-11-2 取締役・監査役の兼務状況)
当社の取締役・監査役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内にとどめるよう努めております。
また、その兼任状況を招集通知およびコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

(補充原則 4-11-3 取締役会の実効性評価)
取締役会全体の実効性の分析・評価およびその結果の概要の開示につきましては、今後、検討してまいります。

(補充原則 4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針)
各取締役、監査役に対しては、その役割・責務に関わる理解を深める機会を設けることとし、新しい考えの習得や生きた情報に触れた自己啓発等を目的として、外部セミナー、外部団体への加入および人的ネットワーク(異業種交流)への参加を推奨しております。

(原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針)
当社では、IR担当取締役が統括を行いつつ、目配りを行っております。また、必要に応じて対話の補助を支援する体制をとっており、株主との対話が重要な項目であることを周知徹底しております。希望によっては個別に決算などの説明を行うことも考えており、その対話などによって、把握できた考えは次回以降の取締役会にて報告する仕組みとなっております。また、対話の際には、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大正製薬ホールディングス株式会社	7,632,021	62.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	246,800	2.03
大西章史	121,000	0.99
寺谷一憲	100,000	0.82
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	100,000	0.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	94,655	0.77
城戸顯子	89,232	0.73
久金属工業株式会社	85,900	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	82,200	0.67
宗教法人萬福寺	66,200	0.54

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	大正製薬ホールディングス株式会社 (上場:東京)(コード) 4581

補足説明更新

当社の親会社は、大正製薬ホールディングス株式会社であり、当社議決権の保有割合は63.97%(平成27年9月30日現在)であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との間に直接的な取引関係はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は、大正製薬ホールディングス株式会社であります。

親会社および親会社グループとの間の人的関係でございますが、平成27年6月24日開催の第129期定時株主総会において選任された当社代表取締役会長 堀田尚孝氏は現在、親会社である大正製薬ホールディングス株式会社の相談役および同社の子会社である大正製薬株式会社の取締役相談役を兼務しておりますので、当社取締役7名のうち1名(堀田尚孝氏)が、親会社と当社を兼務していることとなります。

親会社との間に直接的な取引関係はございませんが、平成26年1月より当社国内製品の販売先を武田薬品工業株式会社から大正製薬株式会社に變更しており、親会社グループとの取引が当社売り上げの大半を占めることとなっております。

当該取引の実行を決定するにあたっては、東京証券取引所有価証券上場規程(第441条の2)に基づき、当時の親会社である大正製薬株式会社および大正製薬ホールディングス株式会社との間に利害関係を有しない独立した第三者から「本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続きは妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない」旨の意見書を入手しております。

従って、親会社グループとの間の取引は、少数株主にとって不利益なものではなく、また、法令等に従い公正かつ適正に行っております。

以上のように、一定の人的関係はあるものの、上記のとおり取引条件等は公正なものであることから、当社の独立性は確保されているものと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本輝臣	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本輝臣	○	平成15年6月に株式会社大広 代表取締役副社長を退任	当社の社外監査役でありましたが、その経験から、当社業務に精通していると考え、新たに社外取締役に選任するものであります。 ＜独立役員指定理由＞ 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外取締役であるためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から会計監査計画や監査結果について報告を受けるなど、相互に情報交換を行い、監査の質を向上させるよう努めるとともに、互いに誤解が生じないよう平素から緊密な連携を保つことに努めております。

内部監査部門である監査室と連携を保ち、監査室の監査の結果を活用するとともに、必要に応じて監査室に監査を依頼することもできる体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大槻信之	税理士													○
犬賀一志	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大槻信之	○	平成18年8月に税理士業務を開始	税理士であるため、会計業務に精通しているとともに、社外の視点に立ち、当社取締役の職務遂行が適当であるかどうかを判断し、経営監視機能を働かせることができると考えるためであります。
			＜独立役員指定理由＞ 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外監査役であるためであります。
			当社から全く独立の観点から社外監査役としての任務を遂行できると考えるためであります。

犬賀一志	○	—	＜独立役員指定理由＞ 現在および過去において一般株主と利益相反が生じることのない社外監査役であるためであります。
------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員として指名した3名は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役および社外監査役であるため、当社から全く独立の観点から任務を遂行できるものと考えております。

社外取締役 松本輝臣は、当社と取引関係のある株式会社大広の取締役であった経験があるものの、同社取締役を退任後に当社役員に就任しており、また、退任から10年以上が経過していることから、取引の規模・性質に照らしても株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立性に問題はないと考えております。

また、大槻信之は平成26年6月まで当社の顧問税理士をしておりましたが、その顧問料は月額5万円と当社売上高に対して僅少であり、多額の金銭その他の財産に該当するものではないため、当社の意思決定に影響を与える取引関係ではなく、また、現在は当社から顧問料などの社外監査役としての報酬以外の報酬は受領しておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成27年6月24日開催の定時株主総会において、ストックオプション制度の導入を承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的に、当該取締役の報酬額とは別枠で、社内取締役に対して報酬等として株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、社内・社外の区別はせず、取締役に対する報酬総額を開示しております。

平成27年3月期における取締役の報酬総額は、取締役7名に対し186,873千円であります。

この金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりませんが、平成26年6月25日開催の第128期定時株主総会決議に基づき当事業年度中に支払った役員賞与(取締役5名に対し65,000千円)、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額(取締役6名につき13,483千円)が含まれております。

なお、上記の支給人員には、平成26年6月25日開催の第128期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおり、この1名に対しては、上記のほか、平成26年6月25日開催の第128期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金190,000千円(過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含む。)を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬と取締役に業績の向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的として、平成27年6月24日開催の第129定時株主総会において導入された株式報酬型ストックオプション(新株予約権)から構成されています。また、社外取締役の報酬については、基本報酬のみから構成されています。

取締役の報酬等の額については、取締役会の決議により決定しております。決定に際しては、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、当社内で定める一定の基準に基づき、役職位ごとの役割の大きさや責任範囲、業績結果や今後の業績の見通しなどを総合的に勘案しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が必要に応じて取締役および監査役の職務における事務を補佐しております。
社外取締役および社外監査役に対して、取締役会の資料について事前に配布し、担当部門において質疑応答を行っております。
また、社外監査役は他の監査役より監査役会において必要事項の報告を受ける体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、従来の監査役制度を継続しており、監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名から構成されております。
各監査役は、監査役会で決定された監査計画に基づき監査を行っており、取締役会に出席するとともに定期的な業務監査等を実施することで積極的な情報収集に努め、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。
さらに内部監査部門である監査室も設置し、監査室長は社内の重要な会議に出席して情報収集を行うとともに随時必要な監査を実施し、監査役や会計監査人と連携を図っております。

会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して監査を受けております。

取締役会は、十分な議論のうえに迅速かつ柔軟に意思決定および経営判断ができるよう必要最少人数での構成を基本としており、現在は6名の社内取締役および1名の社外取締役で構成しております。
また、取締役の任期は1年となっております。
取締役会は毎月1回を原則として開催し、必要がある場合には臨時取締役会を開催します。業績の進捗についても議論するとともに方針を決定し、取締役の業務執行の監督を行っております。

その他、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラム規準を作成しております。コンプライアンス委員会は必要に応じて開催し、従業員にコンプライアンス情報として資料を配布するなど、社内における推進活動にも取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、社外監査役による監査を実施しており、経営監視の体制は十分に機能していると考えております。さらに、当社の経営判断が会社内部者の理論に偏ることがないよう、他社での会社役員として豊富な経験と高い見識に基づく客観的視点からの確に助言する機能を担う社外取締役1名を選任し経営監督機能を強化しております。
また、社外監査役は、取締役会に出席するほか、他の監査役からの報告により情報を収集し、必要に応じて各部門の担当者より説明を受けるなど、経営監視の機能を担っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	遠方の株主さまの利便性も考慮し、株主総会の議題について十分な検討ができますよう、招集通知の早期発送を実施しております。現在のところ法定期日の3営業日前の発送を基本としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	財務情報、決算短信及びその他適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては総務部内に担当者を置き、問い合わせの窓口となっております。	
その他	事業年度に係る『報告書』および中間期に係る『株主の皆様へ(IR news)』を全株主さまへ配布しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内におけるコンプライアンス・プログラム規準において顧客や株主といったステークホルダーとの関係などについて規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、生命関連企業としての責任を自覚し、法令や社会規範の遵守、高い倫理観に基づく行動により、経営全般にわたり、時代に即応した改革を推進するために、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備を行っており、その概要は以下の通りであります。

法令等や企業倫理を遵守した行動をとるための指針として、「コンプライアンス・プログラム規準」を定め、コンプライアンス委員会等を設置し、コンプライアンスの啓蒙、教育、推進を行うとともに、コンプライアンス違反についての調査や相談については「コンプライアンス・プログラム規程」により定めております。

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の定めに従って、管理および保存を行っております。

災害、情報管理、品質、環境、法令違反その他経営の過程で生じるリスクに対応するため、「危機管理対策委員会規程」を定め、リスク管理を行っております。

毎月1回開催される定例取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、監査役による監査をもって経営管理体制の監視を行います。

親会社と親会社以外の株主の利益相反を未然に防ぐよう、親会社と十分な情報交換を行い、連携を図っております。

監査役は、会計監査人および内部監査部門である監査室と連携して、業務が適正に行われるよう努めており、会社に損害を生ずるおそれのある事実、法令等に違反または違反する恐れのある事実を発見したときは、その影響を調査するとともに、取締役に対してその事実を指摘し、適切な処置を講ずるよう助言または勧告する体制となっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する取り組みについては、社会的責任および企業防衛の観点から、毅然とした態度で臨み、不当要求は一切受け付けないことを基本方針とし、その整備状況は以下の通りであります。

役員・従業員は企業や市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体からの不当要求は一切受け付けないことを「コンプライアンス・プログラム規準」に定め、社内に周知徹底を図っております。

また、総務部を対応部署として定め、警察当局や顧問弁護士等と連携を図りながら、必要に応じて関係部門との協議のうえ対応を行う体制をとるとともに、兵庫県企業防衛対策協議会に所属して他企業と情報の交換を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

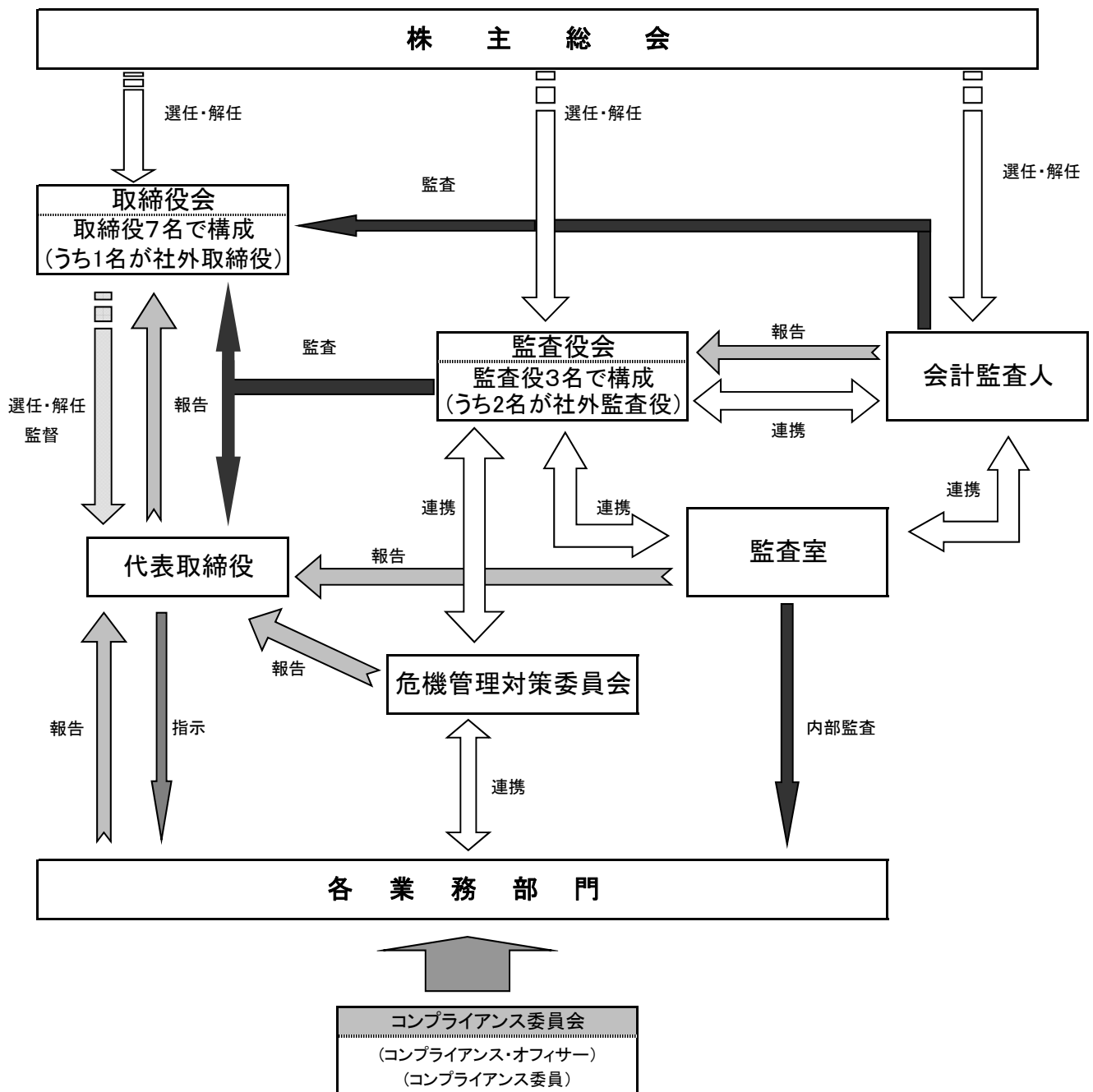
当社は、重要な決定事項、重要な発生事実、決算情報等の内部情報について、社内管理、証券取引所への対応、適時開示の管理責任者として内部者取引管理規程に基づいて情報取扱責任者をおいております。情報取扱責任者は取締役または取締役に準ずる役職の者で社長が任命しますが、現在は総務部長が情報取扱責任者となっています。

情報取扱責任者は、証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に基づき、各部署等から報告を受けた情報が法令で定める重要事項に該当するかどうかの判断を行い、インサイダー取引等が行われないように留意するとともに、代表取締役に報告し、取締役会の決議を経て、当該情報を遅滞なく公表します。

なお、決算情報(四半期財務情報、中間決算を含む)については、経理担当部門より代表取締役に提出され、取締役会の決議を経て情報取扱責任者が公表を行います。また、重要な発生事実のうち、リスク情報に係るものについては、必要に応じて危機管理対策委員会において情報の収集や決定を行うことがあります。

公表は株式会社東京証券取引所のTDnetシステムによるほか、各報道機関に資料投函することにより行います。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の模式図

